

平成27年8月28日

広島県信用組合

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

誠に遺憾ながら、当組合におきまして元職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。また、本件に関しまして、その事実を把握しながら2年超の期間に亘って行政当局への法令上の届出を行っておりませんでした。

社会的・公共的な役割を担い、お客さまからの信頼と信用を求められる金融機関として、このような事態が発生しましたことを、役職員一同真摯に反省するとともに、被害を受けられたお客さまをはじめ、日頃よりご支援とご愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

なお、本件につきましては、本日設置した第三者委員会において発生原因の検証や再発防止策の策定を行い、厳正に対処する所存であります。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事故者 | 当組合元職員（元支店長：54歳） |
| (2) 発生店 | 因島支店、因島北支店、尾道支店 |
| (3) 発生期間 | 平成20年5月30日から平成25年4月22日 |
| (4) 事故金額 | 34,730千円
事故金額につきましては、既に事故者および親族から弁済を受けており、実損はございません。 |
| (5) 事件の概要 | お客さまから預かった定期積金の掛金や普通預金から払戻した現金の着服・流用を繰り返し、遊興費や借入金の返済に充てていました。 |
| (6) 発覚の経緯 | お客さまからのお問合せを受け、内部調査を実施したところ、事故者がお客さまの預金を着服・流用している事実が、平成25年4月27日に判明いたしました。 |

2. お客さまへの対応

ご迷惑をおかけしたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫び申し上げます。また、事件発覚後に事故者および親族が弁済をいたしております。

3. 関係機関への届出等

行政当局に法令に基づく届出を行うとともに、警察へ通報いたしました。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、当組合の内部規定に則り、平成27年8月27日付で懲戒解雇処分にしております。

役員ならびに関係者につきましては、第三者委員会による検証結果等を踏まえ、厳正な処分を行います。

5. 再発防止と今後の対応

当組合では、これまで不祥事件防止のため、法令等遵守態勢および内部管理態勢の整備に取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、再びこのような事態を起こさないよう、第三者委員会を設置し、発生原因等の検証を行うこととしました。

今後は、第三者委員会の検証結果等を踏まえ、抜本的な再発防止策を策定し、法令等遵守態勢および経営管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、信頼回復に向け、役職員一同が全力で取り組んで参る所存であります。

[※ お客さまへ](#)

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

広島県信用組合 総合企画部

電話番号：(082) 249-2111

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）